

第1章 第5期小郡市障がい福祉計画・第1期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行等、障がい者・児の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者・児が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

小郡市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「第4期小郡市障害福祉計画」を展開し、計画的な事業の推進を行ってきました。

このたび、「第4期小郡市障害福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第5期小郡市障がい福祉計画」を策定します。なお、今般の児童福祉法の改正に基づき、「第1期小郡市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

2. 計画の位置づけと期間

（1）位置づけ

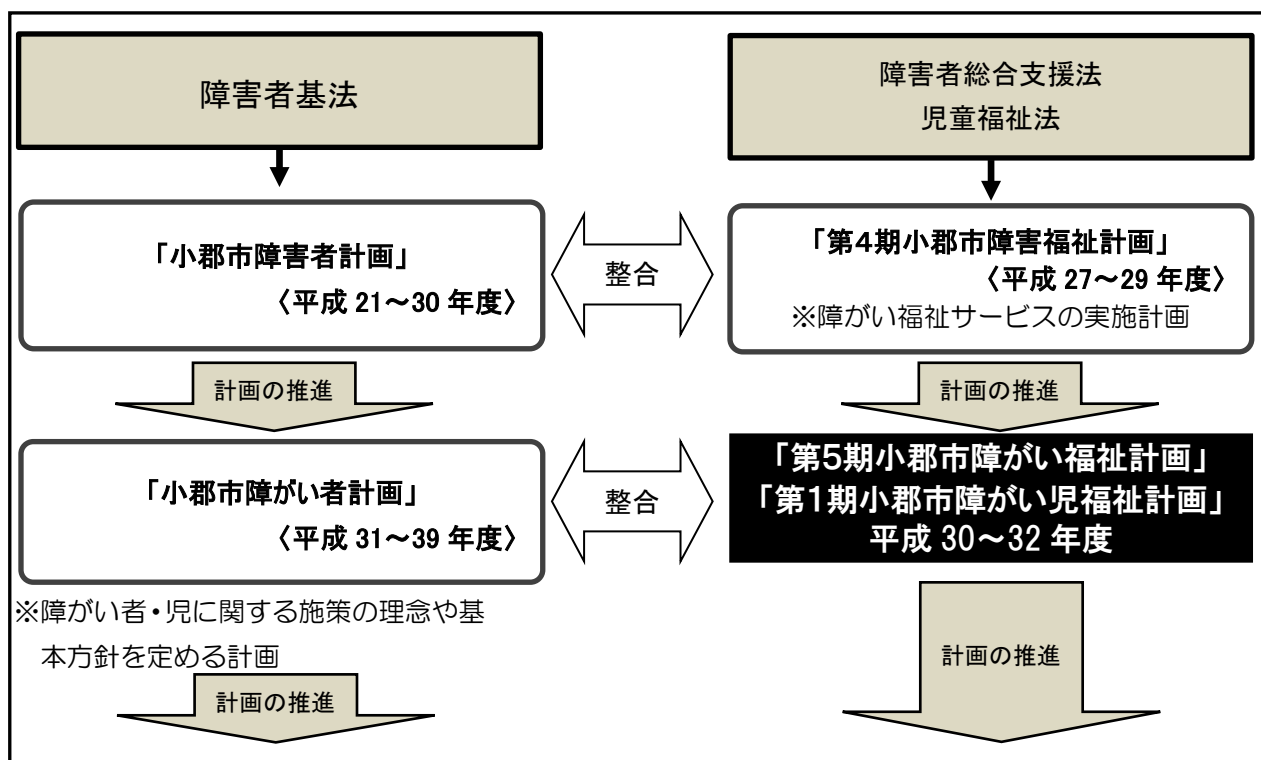
○計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条1項及び児童福祉法第33条に基づく「市町村障害福祉計画・障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスに関する事業計画として位置づけます。

○小郡市障がい者計画を上位計画とし、他の福祉分野の個別計画との整合性・連携を図りながら障がい者に関する施策を推進するための理念と仕組みを定める計画として位置づけます。

なお、「小郡市障がい者計画」の策定後に新たに出てきた国の追加方針や課題・施策等については、本計画を優先し、「小郡市障がい者計画」の見直し時に調整を行います。

(2) 期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。



3. 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児及び療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童（障がい者手帳の有無は問いません）をいいます。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、有識者や障がい福祉事業者、関係団体等で構成される小郡市自立支援協議会を策定委員会と位置づけ、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。



※ は、住民参加による策定プロセスを示す